

平成 26 年 10 月 22 日
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント協会

「第 6 回相談員資格制度等検討会」意見

1. 現行 3 資格保有者に係る経過措置について（改正法附則第 3 条第 1 項関係）

「【一定期間】としては、通算して 1 年以上とすることが考えられる。その際、改正法の施行時までの直近 5 年間の中で、消費生活相談・あっせん又はこれに準ずる事務に通算して 1 年以上従事していない場合には、改正法附則第 3 条第 2 項に規定する内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了することを条件とすべきである。」

上記の内容について

「直近 5 年間の中で」1 年以上従事する者以外は～講習会の課程を修了すること」という経験期間を直近 5 年間に限定する制約を付すことについては反対である。経験を語るに直近 3 年、5 年、6 年等の期間限定的に論じられる問題ではない。日々新たな消費者問題を解決する能力、こと（消費者相談）に立ち向かう姿勢、蓄積ノウハウは事象が違ってても経験則から導き出されてくるものである。更に相談員としての適性の問題でもある。無論、法改正等消費者問題の環境変化は 1, 2 年をとっても著しいものがある。だからこそ資格保有後の自己研鑽や様々な主体の研修が絶対に必要であり欠かせない所以である。移行の経過措置を考えた場合、相談員としての経験立証も困難な上に、それが 5 年を超えて 1～2 ヶ月経過しているか、4 年半であるか等々、期間を証明させる意味はないばかりか現場を混乱させる以外のなにものでもない。加えて、講習の課程を修了することと記述されているが、地方における受講者にとっては、殊更に受講機会の不平等、時間的・経済的負担感等々重いものがある。安易に要件を課すべきではないと考える。

消費者相談業務というものが甘いものではないということは経験者であれば熟知していることである。そこを自己責任において実務経験を立証し、みなし新資格者として敢えて消費生活センターにチャレンジする意思こそ当該資格試験の目指す意図の敷衍的效果ではなかろうか。地方公共団体の相談窓口でしか名乗れない新資格であることの限界を考えるなら門戸を広げておいて何の不都合もない経過措置である。

更に言うなら、参議院の特別委員会の附帯決議はこのような事態を想定したからこそ「現行 3 資格保有者が引き続き業務を担えるよう円滑な移行措置を講じること」の意味であろう。

移行については、事務的処理が複雑煩雑になることは避けなければならないと考える。移行措置は簡単明瞭にするべきで、資格付与条件を複雑にすべきではない。

以上